

# 厚生常任委員会

令和3年12月8日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎齋藤 文夫

○大森恒太郎

溝部真紀子

中川 靖広

横田 敏文

濱 眞理子

伴 議 長

## 2. 理事者出席者

町 長

中西 和夫

副 町 長

乾 善亮

総 務 部 長

面卷 昭男

住 民 生 活 部 長

加藤 惠三

住 民 生 活 部 次 長

北 典子

福 祉 課 長

中原 潤

同 課 長 補 佐

細川 友希

子 育 て 支 援 課 長

中尾 歩美

同 課 長 補 佐

西川美奈子

健 康 対 策 課 長 補 佐

田口三十士

国 保 医 療 課 長

安藤 晴康

同 課 長 補 佐

市川 千晶

環 境 対 策 課 長

東浦 寿也

住 民 課 長

関口 修

同 課 長 補 佐

小澤香代子

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長

佐谷 容子

同 係 長

吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、12月6日に当委員会委員の補充選任があり、横田委員が今回より出席されておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、中川委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元にお配りしておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第35号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第35号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療  
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしく願いを

申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部が改正され、未就学児の国民健康保険税の均等割額を5割減額する措置が、令和4年4月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容であります。(1) 未就学児の国民健康保険税の均等割額を5割減額する条文を追加するものであります。対象は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、未就学児でありますけども、につきまして、次の①及び②に定める額を減額するものでございます。なお、7割、5割、2割の減額をした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額から減額をすることとしております。①といたしまして、基礎課税額の被保険者均等割額であります。未就学児1人について次に定める額として、ア 7割減額の世帯は3,900円、イ 5割減額の世帯6,500円、ウ 2割減額の世帯10,400円、そしてエ 上記以外の世帯については13,000円としております。次に、②後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額であります。未就学児1人について次に定める額、ア 7割減額の世帯1,455円、イ 5割減額の世帯2,425円、ウ 2割減額の世帯3,880円、エ 上記以外の世帯4,850円としております。次に、(2) 上記条項の追加によります条文整理等を行うものでございます。

続きまして、2. 施行期日等であります。(1) 施行期日は、令和4年4月1日から施行することとしており、(2) 適用区分といたしまして、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、議案第35号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 対象の人数とかがわかたら教えてください。

国保医療課長 今回対象となります未就学児の対象人数でございますけれども、約120名を見込んでおります。これにかかります減額する影響額でございますけれども、総額で約150万円を見込んでおります、以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第36号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、議案第36号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

子育て支援課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び

公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を全階層区分において国基準の保育料の80パーセントの額とすることを目的に改正を行うものであります。

改正内容であります。階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。

最後に、施行期日であります。令和4年4月1日から施行いたします。

また、改正後の規定は、令和4年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることとします。

以上、議案第36号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第37号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 議案第37号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、  
課長 ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の末尾の条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、産科医療補償制度の掛金の見直しに伴う出産育児一時金の支給額の改定が、令和4年1月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容であります。(1) 出産育児一時金の支給額を40万4千円から40万8千円に引き上げ、また、産科医療補償制度の掛金として加算する限度額を1万6千円から1万2千円に引き下げるものでございます。

このことにつきましては、産科医療補償制度の掛金が引き下げられましたが、国の社会保障審議会におきまして、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきとされたことによるものでございます。このため、出産育児一時金の支給総額42万円に変更はございません。

2. 施行期日等であります。(1) 施行期日は、令和4年1月1日から施行することとしており、(2) 適用区分として、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によります。

以上、議案第37号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第40号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第40号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

今回の補正予算は、人事異動等に伴います人件費所要額の補正と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免などに関するもので、歳入歳出それぞれ83万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ31億8,978万8千円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。補正予算書の5ページをお開きください。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税であります。まず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどに伴う国民健康保険税の減免であります。医療給付費分現年課税分130万8千円、後期高齢者支援金分現年課税分44万3千円、介護納付金分現年課税分9万7千円、合計184万8千円の減額をお願いするものであります。第3款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付費等交付金

であります。当該減免の財政支援についてであります。減免に要する費用の6割が普通交付金として、そして残りの4割については、特別交付金として措置されることとなっております。保険給付費等交付金として、184万8千円の増額補正をお願いするものであります。

6ページをご覧ください。第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事異動等に伴います人件費所要額で8千円の減額、県に納付する令和3年度財政安定化支援事業費納付金の確定に伴い、その繰入金として84万6千円の増額、合計で83万8千円の増額補正をお願いするものであります。なお、このコロナ減免に対する財政支援であります。現在、国の令和3年度補正予算（案）におきまして、その費用の6割については国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象に、4割はこの特別調整交付金として交付対象とすることが計上されています。国の補正予算案が可決・成立いたしましたならば、国庫補助金への振替えの予算措置をさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いを申し上げます。

続いて、7ページの歳出であります。まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で6千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費で、人件費所要額、1万4千円の減額補正をお願いするものであります。第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入で説明いたしました令和3年度財政安定化支援事業費納付金の確定に伴い、84万6千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療  
課長

以上、議案第40号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第41号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第41号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用、人事異動等による人件費の補正に伴う費用、地域支援事業費で介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴う負担金補助及び交付金の費用、令和2年度の介護保険事業補助金の確定に伴う返還金の費用の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億2,018万5千円とするものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか

か。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第1款 保険料、第1項 介護保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による現年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い47万5千円の減額補正をお願いしています。次に、第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、保険料で申しあげました介護保険の第一号保険料の減免の財源として、第1目 調整交付金で13万8千円の増額補正をお願いするものであります。また、第4目 地域支援事業交付金（総合事業）で、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることから53万8千円の増額補正をお願いしています。次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金で、第2目 地域支援事業交付金で国庫支出金 第4目 地域支援事業交付金で申しあげました同様の理由により72万7千円の増額補正をお願いしています。8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金で、こちらも国庫支出金 第4目 地域支援事業交付金で申しあげました同様の理由により33万6千円の増額補正をお願いしています。次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第2目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で人事異動等に伴う人件費として39万4千円の増額補正を、また第3目 地域支援事業費繰入金（総合事業）で、国庫支出金 第4目 地域支援事業交付金で申しあげました同様の理由により528万5千円の増額補正を、第4目 地域支援事業費繰入金（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業）で人事異動等に伴う人件費として7千円の減額補正を、第5目 その他一般会計繰入金で、人事異動等に伴う人件費として388万5千円の減額補正を、令和2年度の介護保険事業補助金の確定に伴う返還金の費用として19万9千円の増額補正をお願いしております。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事異動等に伴う人件費で388万5千円の減額補正をお願いしております。

次に、第4款 地域支援事業費においては、人事院勧告（後刻：人事院勧告等に訂正あり p 27）に伴う人件費について、それぞれの費目において計上しておりますほか、歳入で申しあげました介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることから 第1項 介護予防・生活支援サービス

事業費、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で721万2千円の増額補正をお願いしております。11ページにお移りいただきまして、次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で、歳入で申しあげました令和2年度の介護保険事業補助金の確定に伴う返還金の費用として19万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第6款 予備費、第1項 予備費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴い、その保険料負担分として109万円の減額補正をお願いするものであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用につきまして、今回の補正額は減免額の10分の4に相当する額であります。残り10分の6につきましては、国の補正予算案の可決・成立後、介護保険災害等臨時特例補助金として交付される予定でありますので、町といたしましては、国の補正決定後、国庫支出金の増額補正のお願いをさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

福祉課長 以上、議案第41号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 すみません、利用者の方というサイドでなくて、介護保険のいろんなサービスを受けるっていうのが、減少すごくしているのかなと最初思っていたんです、コロナの関連で。ですけど、結構、一生懸命皆さん通ってはったりと

か、そういうことで保険事業のほうでもそれこそ現状を維持するために頑張っていくというような話をよく聞きましたけども、事業所さんのほうで、例えば経営的に大変だとか、ちょっと休止しているとか、そういうようなことというのは、何かありましたか、このコロナの関連では。新しくできたところもあるんですよ、施設としてね、ですけど、おやめになったところとか、そんな動きはありますか。

福祉課長 町内で把握している事業者としては、そういった事業者はございません。

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。先月の24日、奈良市役所におきまして、奈良市と本町、そしてオブザーバーとして県の担当者の出席のもと、第8回目となります実務者会合が開催されました。

会議の内容でございますが、まず、広域連携手法について、奈良市より説明がございました。全国的には、ごみ処理における広域化組織の種類として、一部事務組合、事務の委託、広域連合、協議会といった組織体制でのごみ処理の共同処理が一般的であります。これらの手法のメリット・デメリットの説明や、先進事例として、大阪府茨木市と摂津市による事務の委託と連携

協約を掛け合わせた広域化の取り組みについて紹介がございました。

また、奈良市からは、前回10月5日に本庁に来庁され説明のありました2市町でのシミュレーションについて、実務者会合の資料として提出をされ、再度内容の説明がございました。あと、奈良市から、第58回目となります奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会を開催し、クリーンセンター建設計画の現状について説明を行ったとの報告や、循環型社会形成推進地域計画の今後のスケジュール、また、建設候補地へのアクセス道路予備設計業務について、今後、道路の概略設計やルート案についての検討を行っていくとの報告がございました。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
濱委員。

濱委員 シミュレーションのことは報告ありましたという説明ありましたというだけの報告だったんですけども、前の時からのどうなんですか、何か変化っていかあったんですか。

環境対策課長 シミュレーションの説明は、10月5日に奈良市の担当課のほうに来庁されまして、その時に大和郡山市が脱会をされた形で、奈良市、斑鳩町の1市1町でのシミュレーションを、ご説明があったんですけども、再度公式の場というんですかね、実務者会合で再度その説明がなされたということで、特に前回と変わった点はございません。

濱委員 ということは、前と同じということは、単に計算しなおしただけだったというのが、まだ町としての見解ですか。

環境対策課長 さようございます。

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第39号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第39号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて3,300万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、マイナンバーカード関連機器の経年劣化に伴う更新費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事務費補助金89万4千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、児童手当の制度見直しに対応するためのシステム改修費が補助対象となることから、子ども・子育て支援事業費補助金251万3千円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、障害者の訪問入浴サービスの利用が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金30万7千円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、町内介護事業者の自家発電設備の整備意向により、財源として協議していた国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金が不採択となったことから、252万6千円の減額をお願いするものであります。第3目 衛生費国庫補助金では、第2節 健康増進対策費補助金で、健康診査等結果の利活用に向けたデータ標準化及び情報連携に対応するためのシステム改修費が補助対象となることから、健康増進情報標準化整備事業補助金289万2千円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。第16款 県支出金、第1項 県負担金

では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により1,650万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費助成に係る補助対象分の決算見込みにより680万円の増額、第3節 障害福祉費補助金では、精神障害者医療費助成に係る補助対象分の決算見込みにより235万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により15万3千円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第22款 町債、第8目 衛生債では、第1節 し尿処理施設整備事業債で、鳩水園内処理水を河川放流から県流域下水道放流へ移行するための設備工事を行うことから、その財源として1,860万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

16ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年の人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。主な歳出の内容につきまして説明いたします。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、人件費の補正と、第17節 備品購入費で、歳入で申しあげたマイナンバーカード関連機器の更新費用として89万4千円の増額をお願いするものであります。

17ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、戦没者追悼式について、実施方法を変更して実施したことから、不用となった会場設営業務委託料36万円の減額、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて83万8千円の増額をお願いするものであります。

第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。

18ページにかけての第3目 老人福祉費では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、敬老会の実施方法を変更して実施したことから、第12節 委託料で、開催業務委託料75万2千円の減額、第13節 使用料及

び賃借料で、車両及び会場の借上料あわせて43万8千円の減額、また、第18節 負担金補助及び交付金では、歳入で申しあげたとおり、地域介護・福祉空間整備等補助金について、その財源として予定していた国交付金が不採択となったことから252万6千円の減額、18ページ、第19節 扶助費で、高齢者外出支援タクシーの利用が当初見積りを上回ることから、その助成金246万5千円の増額をお願いするものです。第5目 医療対策費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげたとおり、子ども及び精神障害者の医療費助成が当初見積りを上回ることから、あわせて1,830万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげたとおり、第12節 委託料で、障害者の移動入浴サービスの利用が当初見積りを上回ることから102万4千円の増額、第19節 扶助費で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が、当初見積りを上回ることから、あわせて6,600万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の補正や、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額及び令和2年度介護保険事業費補助金の超過交付分に係る償還金に伴う繰出として、あわせて198万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費、及び、19ページにかけての第2目 保育園費で、人件費の補正をお願いしております。19ページの第5目 児童手当支給事業費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげた児童手当の制度見直しに伴うシステム改修業務委託料として251万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、20ページにかけての第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。20ページをお開きいただきまして、第4目 健康増進事業費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげました健康管理システムのデータ標準化及び情報連携に対応するためのシステム改修業務委託料693万円の増額をお願いするものです。第6目 火葬場費では、第10節 需用費で、火葬場の火葬炉内壁材の経年劣化に伴う修繕料414万7千円の増額をお願いするものです。

次に、第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、人件費の補正をお願いしております。21ページにかけての第2目 塵芥処理費では、人件費の



補正と、21ページの第12節 委託料で、ごみの排出量が当初見積りを上回ることから、ごみ処理業務等委託料1,174万3千円の増額をお願いするものであります。第3目 し尿処理費では、人件費の補正と、第14節 工事請負費で、歳入で申しあげた、鳩水園内処理水を河川放流から県流域下水道放流へ移行することから、設備工事等に要する費用として2,481万6千円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、予算措置の追加をお願いするものであります。第4款 衛生費、第2項 清掃費で、歳出で増額補正を申しあげました、鳩水園下水道接続事業において、鳩水園内処理水の県流域下水道放流への移行に要する費用として2,481万6千円をお願いしております。

7ページにお移りいただきまして、第4表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、し尿処理施設整備事業で、鳩水園内処理水の県流域下水道放流への移行に要する費用の財源として、限度額1,860万円の追加をお願いしております。

以上、議案第39号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
濱委員。

濱委員 お年寄りのタクシーの利用が増えたとか、障害者の訪問入浴が増えたとか、そういったこともこのコロナのことに影響を受けているのでしょうか。

福祉課長 外出支援タクシーの利用状況、月別に見てみますと昨年度非常にコロナがまん延した時、一旦やはりその利用は控えられておりましたけども、やはりコロナの感染者数が減ってくるのに合わせまして、こちらの利用状況も上がっているというふうに考えております。福祉サービスのほうにつきましては、障害の福祉サービスのほうにつきましては、基本的にはコロナ禍におきましても利用状況変わっていないと考えております。

濱委員 別の話ですけど、鳩水園から県の下水道の方に繋ぎ変えたとしたらですよ、直接下水道接続したところは上水道料金の何%という形で下水道の料金を一緒に支払っているんですけども、鳩水園を通してということだったら、個人的には費用負担というのは何か変化あるんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時49分 休憩 )

( 午前9時51分 再開 )

委員長 再開します。 乾副町長。

副町長 鳩水園に、今、汲み取りとか浄化槽の汚泥を持って行っておりますけども、個人の負担というのは、公共下水道を接続した後についても変更はございませんので、負担は増えません、増額しませんので。

委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 20ページですね、健康管理システム改修ってあるんですけど、これ補正でやられているんですけど、当初予算になんてあがってないのか、期中でなんか変化があったのか、その辺だけ教えてほしいんですけど。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 こちらのほうが詳細のほうが出てまいりましたのが、現段階になってまいりまして、この情報の仕組みですとか、この構築するために必要なシステムの整備の内容が、現段階でようやく決まっていまいりましたので、この時点での補正とさせていただいたものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 議案第39号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、(2)新型コロナウイルスワクチン追加接種について、健康対策課から資料1に基づきまして、現段階におけます概要についてご説明させていただきます。新型コロナウイルスワクチンは新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、追加接種を行う必要があるとの見解が示されたことから、町におきましても、国の方針に基づいて希望される方への追加接種を順次すすめているところでございます。

始めに、対象者につきましては、2回接種が完了した18歳以上の方となっております。17歳以下の方につきましても薬事承認がされましたら対象年齢は引き下げられると予想されます。次に、使用するワクチンですが、1、2回目に使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社又はモデルナ社製となっております。なお、当面の間、薬事承認されたファイザー社のワクチンを使用いたします。モデルナ社のワクチンは、現在、薬事申請中となっております。なお、斑鳩町では1、2回目に使用したワクチンはファイザー社のみでありましたが、追加接種に使用するワクチンは国から、ファイザー社とモデルナ社の2種類を分配される計画となっております。そこで、今回、2回目ワクチンを令和3年6～7月に接種された65歳以上の方を対象に、接種希望の有無や接種ワクチンの種類の希望を確認させていただくための意向確認の調査を行い、接種を希望された方に対して改めて接種の案内をさせていただき予定をしております。次に、接種間隔ですが、2回目接種完了から原則8か月以上で、接種回数は1回となっております。

次に、接種券の発送時期についてですが、医療従事者等では、追加接種が令和3年12月接種対象の方には、11月26日(金)に発送させていただき、令和4年1月接種対象の方には、12月中旬に発送する予定です。ま

た、高齢者等の住民接種では、令和4年2月接種対象の方に、令和4年1月中旬から、接種日に合わせて順次発送予定です。次に、集団接種についてですが、高齢者等一般の方から、保健センターにおいて令和4年2月19日(土)から開始を予定しており、土曜・日曜日と、3月からは木曜日も実施してまいります。同時に、個別接種もすすめてまいります。

最後に、接種期間につきましては、現行の令和4年2月28日(月)から、9月30日(金)までに延長されたところです。

以上で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
中川委員。

中川委員 説明で希望を確認していると言われましたけど、それは私らの時でも希望に応じてもらえるということで確認しといていいの。

住民生活  
部次長 現在、3月までのワクチンのほうが、皆さん最初ファイザー社を希望される方が多いのではないかというふうなところらへんもございますので、一旦3月までの追加接種の対象の方といたしますのが、6月から7月に2回接種完了の方になってきますので、その方をまず対象に意向調査をさせていただいて、その後4月以降のワクチンの供給量というのもまだ少し見込めない状況がございますので、そのあたりでファイザー社のワクチンのほうの供給量を見ながら順次状況を見ながら意向調査の方をさせていただくことも検討しております。

中川委員 それと、当町は2回接種したのは皆ファイザーやと思いますけど、ファイザー2回してモデルナを3回目に使用しても何の問題もないというのはもう確認できてるのかな。

住民生活  
部次長 現在のところ、この交接種については、一応、国のほうから今までのアメリカの研究とかによつての追加の接種の抗体価の上昇とか、副反応に対し

ての初回接種で報告された同じ程度であるということで、大丈夫であろうということでの考えの中で今、進められております。

中川委員　それと住民の方で、例の4回打たれた方はもう接種券発送しはったん。

住民生活  
部次長　そちらの方についての、追加接種をどうするかということにつきましての回答のほうはまだ国のほうからも返ってきておりませんので、その方についての接種券は発送しておりません。

委員長　大森委員。

大森委員　供給量によると思うんですけど、このタイミングより早くなるという可能性はあるんですか。集団接種とか、国からの供給量とかにもよるとは思うんですけども、大阪だったらちょっと早めていくとか、そういう形で言われていると思うんですけど、そういったことっていうのはあるんですかね。

委員長　加藤住民生活部長。

住民生活  
部長　報道等では、いろいろ所信表明等おっしゃっておりますけれども、具体的な内容につきましては、市町村のほうにまだおりていないという状況でございます。それとあと、その中で追加前倒しについては、モデルナ社の在庫分を利用ということで、活用ということでおっしゃってますので、これから65歳以上の方の意向調査をする中で、その希望がなければファイザー社のみでということになりますので、できれば少しでも前倒しを検討していきたいと思っておりますけれども、具体的な時期等についてはちょっと今申しあげる状況ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

委員長　よろしいでしょうか。

(　　な　　し　　)

委員長 次に、（３）令和３年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項（３）令和３年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給についてご報告をさせていただきます。

資料２をご覧ください。本事業につきましては、令和３年１１月１９日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、子育て世帯の生活を支援するための一時金として、０歳から高校３年生までの子ども１人あたり１０万円相当の給付を行うこととされ、先行給付金として、１人あたり５万円の給付金を支給するものであります。当該事業に要する経費につきましては、全額国庫補助対象となっており、令和３年１１月２２日に補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。ひとつ目に、対象児童であります。対象児童は、①令和３年９月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる０歳から中学生までの児童、②令和３年９月３０日時点で高校生の児童で、保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合、③令和４年３月３１日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象となる新生児となります。二つ目に、支給対象者であります。（１）対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方。児童手当（本則給付）の受給者もしくはそれに準ずる対象者となります。三つ目に、対象児童数でございますが４，５５６人を見込んでおります。四つ目に、給付額でございますが児童一人当たり５万円であります。

五つ目に支給方法でございます。まず、区分①としまして、現在、児童手当を受給されている公務員以外の方で、０歳から高校３年生までのお子さんがいらっしゃる方につきましては、申請不要で、児童一人あたり５万円を、１２月２７日に児童手当受給口座に支給する予定をしており、１２月１０日付けで、対象となる方には、案内通知を発送する予定でございます。次に、区分②としまして、児童手当を受給されている公務員の方で、昨年度の子育て世帯への臨時特別給付金を申請された方は、町のほうで振込口座等を把握しておりますので申請は不要となり、令和４年１月２５日に前回の給付金と同じ口座に支給してまいります。次に、区分③の公務員、区分④の高校生の

みの世帯につきましては、対象者と思われる方に、町から案内を送付し、申請に基づき、来年1月以降、随時支給してまいります。最後に、区分⑤の令和3年10月から令和4年3月生まれの新生児につきましては、出生届の際に行う児童手当の認定請求と合わせて申請を行っていただき、来年1月以降、随時、支給してまいります。

なお、今回の経済対策における子育て世帯への臨時特別給付は、1人当たり10万円相当の給付を予定されており、残り5万円相当につきましては、来年春の卒業・入学・新学期に向けての給付とされており、制度詳細が決定した段階で、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
伴議長。

議長 これはこれで構いませんねんけど、よくマスコミでクーポンの費用、その後同じような額を国のほうは検討されている。それについて基礎自治体でその判断は、現金にするかもというようなこと、そのあたりの方向性というのは、町長にお聞きしたいんですけども、どう考えてはるかお聞きします。

委員長 中西町長。

町長 この給付の目的といいますのは、やはり来年春の卒業または入学、または新年度で利用していただく費用であるというふうに思っております。その中でクーポンという形をとりますと、やはり時間また費用もかかってまいりますので、町としては現金で支給していきたいと考えております。

委員長 次に、（4）令和4年度保育所申請状況について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支  
援課長

各課報告事項（４）令和４年度保育所入所申請状況について、ご報告させていただきます。資料３をご覧ください。令和４年度の保育所入所申請につきましては１０月４日から２９日までが一斉申込の受付期間となっており、期間内に、新規入所申請１８３名、継続入所申請４７３名、計６５６名の申請を受け付けており、現在、入所内定の選考をすすめているところです。

令和３年度の申請状況と比較しますと、新規３２名、継続３３名、計６５名の増加となっております。令和３年度につきましては、前年比合計１５名の増加であり、昨年度と同程度の増加であれば、定員１９名の小規模保育所の整備により対応可能であると見込んでおりましたが、令和４年度につきましては、前年度を大幅に上回る申請数となっており、各施設における保育室の床面積を最大限まで利用しましても、現在２２名が入所いただけない状況となっております。現在、他に調整できる方法がないか検討しており、できるだけ多くの方に保育所を利用いただくことができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和４年度保育所入所申請状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長

次に、（５）国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療  
課長

国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告いたします。

このたび、奈良県から各市町村の令和４年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定額が示されました。これを受けまして、本町におきましては１２月２３日に国民健康保険運営協議会を開催することとしております。

協議の内容といたしましては、現在の町の保険税率と、提示された令和４年度の納付金仮算定額との収支バランス、また、現行の令和６年度の統一保険料率を見るなかで、令和４年度以降の税率をどのように設定していくの



か、議論いただくこととしております。また、来年1月下旬に本算定額が提示される予定でありますので、その提示を受けた後に、あらためて運営協議会を開催してまいりたいと考えております。なお、その審議内容等につきましては、当常任委員会にご報告をさせていただきたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
関口住民課長。

住民課長 住民課から、庁舎内に設置する証明書交付機の運用開始について、ご報告させていただきます。去る5月20日の厚生常任委員会で、新型コロナウイルス感染症対策として、お客様と職員が対面することなく、住民票等の各種証明書を交付することで、窓口の混雑の緩和を図ることを目的に庁舎内に証明書交付機を設置することについて、お伝えしておりましたが、令和4年1月5日からサービスの運用を開始いたします。利用時間につきましては、役場開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとなります。

以上、庁舎内に設置する証明書交付機の運用開始についてのご報告とさせていただきます。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 福祉課より1点ご報告がございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金についてであります。

国において現在調整が進められております、住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金につきまして、国の補正予算が成立し、制度詳細が確定しましたら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応さ

せていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

委員長 他にございませんか。 中原福祉課長。

福祉課長 すみません、私のほうで、1. 付託議案（5）議案第41号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明の中で1点誤って説明している部分がありましたので、修正をさせていただきたいと思っております。歳出の第4款 地域支援事業費の部分で、私、「人事院勧告等に伴う人件費について、それぞれの費目において計上していますほか」と説明申しあげましたけれども、正しくは、地域支援事業費においては、「人事異動等に伴う」ということで、人事院勧告と人事異動を言葉誤っておりましたので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 濱委員。

濱委員 すみません、年末年始のごみの収集のことについて教えていただきたいというか、あるんですけども、長期間に渡って収集がストップすると、そのために年末に2日間持ち込みの日を設けてくださっているというので、昨年と同様に今年もしてくださるということですけど、斑鳩町の住民さんごみのことについてはすごくこだわりというか、今ままで自分たちも一緒に頑張っ

きたということから、とてもごみのことについて敏感に反応されているというところがあると思うんです。前に年末の収集場所、例えば役場の駐車場であったりとか、生き生きプラザであったりとか、あったけれども、いろんな事情で今は1か所だけということです。その場所も幸前なので、もう郡山に近いところなので、西のほうというか王寺のほうとか三郷のほうに近い地域にお住まいの方は結構遠いというふうに感じておられます。それで車で行くのだったら、それぐらいの距離は大丈夫ですけども、高齢の方であったりとか、車を運転しない方、お持ちでない方なんかは到底そこまで持っていくというのは大変だということで、長期間、年末から年始にかけて家でたくさんのごみを保管するというのもなかなか大変やということで、どうにかならへんのかというようなこと、そういう意見を述べられる方っていうの結構いらっしゃるんですけども、その辺で今のやり方っていうのに移行してきた事情とかも、町のほうでは色々あると思うんで、その辺少し説明していただけたら助かります。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 可燃ごみの年末年始のごみ収集の日程についてでございますが、今おっしゃっているのは、今年度、可燃ごみの収集日が月・木曜日、いわゆる西地区、役場より西の地区につきまして、今年度の年末の最終収集が12月27日、年始の最初の収集が1月6日となり、この間9日間、可燃ごみの収集期間が空くといった状況でございます。年末年始のごみの収集につきましては、その年度の曜日のまわりもございまして、現在の収集体制では、どうしても収集日の間隔が空いてしまうといった状況となっております。過去3年間をみさせていただきますと、西・東各地区の可燃ごみ収集の年末年始の収集日程でございますが、昨年度、令和2年度につきましては、可燃ごみの収集日が月・木曜日の西地区につきましては6日間の空きがございましたが、火・金曜日の東地区につきましては10日間収集が空いておったという状況でございます。また、令和元年度については、仕事納めの12月28日が土曜日、仕事始めの1月4日が土曜日ということもありまして、西地区・東地区とも10日間可燃ごみの収集が空いておった状況でございます。この間隔を短く

するため、年末の収集を伸ばすとかいうことも考えられますけれども、そういうことを考えますと、現在の収集体制等を考える中では、この持ち込み事業さえも難しいことになってくるんじゃないかなというふうには考えておるところではあります。

また、今までは役場、三井の観光自動車駐車場、それから生き生きプラザそれぞれのところで住民サービス、また利便性の向上を図るため、年末ごみ持込事業を実施してきたところでありました。今までは12月29日から31日の3日間ということで実施をしてまいりましたが、特にこの3日間の中でも、最終日になりますに31日については、持込み量、それから搬入される車両のほうも非常に多くて、平成28年度では、衛生処理場、三井観光自動車駐車場、生き生きプラザ斑鳩駐車場の3か所でやっておりました。また平成29年度では、三井観光自動車駐車場を廃止しまして、衛生処理場、生き生きプラザ斑鳩の2か所で実施をしてきたところでありました。

しかしながら、各実施場所周辺地域での交通渋滞ですね、特に生き生きプラザの場合は、その辺の前の町道がかなり混雑をしまして、例えば小吉田団地の住民さんが外出できないといった状況や、また実際に平成29年度では渋滞車両を追い越すために、通過車両が反対車線を走って事故が起こったという状況もございます。そういった交通渋滞や事故への懸念が、事故も起こったことからですね、どういった形で今後、年末のごみの持ち込み事業を実施するかといろいろ検討した中で、やはり来場される方のごみを排出する人員とかですね、あと、排出車両、収集車両の関係、これがいろいろ分けると分散、各場所に分散するため、やはり来場された方のごみの迅速化がはかれないということが懸念されますことから、平成30年度から衛生処理場1か所に人員と車両を配備することで、渋滞緩和が図れるんじゃないかということで、実施をさせていただいたところでありました。

ですから回収場所の以前のように増やすということは今までの経緯、いろんな問題等から場所を増やすということは、非常に難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長

ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 今の質問に付随してなんですけども、生ごみのモデル地区には年始の回収にちょっとだけ日にちを調整してはる部分があったと思うんです。と、同じように可燃ごみが曜日によって東地区とか西地区で10日とか9日とかあくのであれば、例えば、その時、年末年始の時だけ日程を調整するとかということ、できないでしょうかね。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 全町的といいますかね、可燃ごみを全体的に調整するとなった場合は、やはりその分収集車両、それから人員もかかります。そうしますとその辺をクリアするとなれば、年末ごみの持ち込み事業自体が行えなくなる、現体制では行えなくなるので、その辺になりますと全体に住みさんの思うところもございまして、それは慎重に検討していかなあかんかなというふうに考えております。

溝部委員 私も住民さんからそういったお話を聞いて、そこの生ごみのところが調整できるのであれば、そういった可燃ごみも同じようにもし検討できる余地があれば、またちょっとお願いしたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
次に、継続審査について、お諮りします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございせんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前10時24分 閉会 )